

第128回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和3年11月4日（木）10:00～12:05

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

【委 員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香

【臨時委員】

宇南山 卓、加藤 久和、川口 大司

【審議協力者（各府省等）】

藤原 翔（東京大学社会科学研究所准教授）、経済産業省、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室：谷道室長、奥野企画官ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、小山次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議 題 就業構造基本調査の変更について

5 議事録

○津谷部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第128回人口・社会統計部会を開催いたします。

皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただき、ありがとうございます。

先月、統計委員会委員などの任命替えが行われましたが、今期も引き続き、私がこの部会の部会長を務めることになりました、慶應義塾大学の津谷でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、私以外の構成員の皆様にはウェブで参加いただいております。ネットワークの状況など、細心の注意を払いつつ進めさせていただきますが、途中、声が聞きづらいといったような不具合がございましたら、遠慮なくお知らせいただきたいと思います。

本日は、10月20日に開催された第169回統計委員会において諮問された総務省統計局が実施する「就業構造基本調査の変更」について審議を行います。

今回の審議に当たっての部会の構成につきましては、参考1として、名簿をお配りしております。先ほど統計委員会の任命替えがあったことを申し上げましたが、以前から、この部会の経常的な構成員であられる佐藤委員、宇南山臨時委員、川口臨時委員につきましては、引き続き、御参加いただくこととなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

また、今回、新たに、加藤久和臨時委員が参加されることとなりました。加えて、本調

査の審議においては、東京大学の藤原翔准教授にも、審議協力者として御参加いただきます。藤原准教授は、令和2年度に諮問された社会生活基本調査の審議の際にも御参加いただいております。今回もどうぞよろしく願いいたします。

では、加藤臨時委員は、今回初めてとなりますので、一言、御挨拶をお願いできればと思います。

○加藤臨時委員 津谷部会長、どうもありがとうございました。

明治大学の加藤です。よりよい統計調査の実施と使いやすい利用促進に少しでも貢献できればよいなと思っております。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。

そして、本日は先月の委員改選後、最初の部会開催となりますので、統計委員会令の定めに基づき、部会長代理の指名をさせていただきたいと思っております。部会長代理には、前期に引き続き、佐藤委員をお願いしたいと考えておりますが、佐藤委員、よろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい、ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、佐藤委員、どうぞよろしく願いいたします。

では、審議に先立ちまして、私から4点ほど申し上げたいと思っております。

1点目は、事務的なことですが、最近の委員会の例に従い、時間の節約ということもありますので、事務局による議事と配布資料の紹介については省略させていただきます。

2点目は、審議の進め方についてです。審議はこれまでと同様に、資料2の審査メモに沿って、事務局から審査状況と議論すべき論点を説明していただいた後、資料3に基づき、調査実施者の総務省統計局から、論点に対する回答をしていただいた上で、質疑応答を行うという形で進めていきたいと考えております。審議の過程では、説明されている資料や議論に関する資料について、随時、事務局で画面に表示していただく予定になっております。

3点目は、参考2でお示ししている審議スケジュールについてです。今回の諮問については、本日を含め、2回の部会審議を予定しております。2回の部会で一通りの審議を終え、答申案のおおよその内容について御了解が得られれば、最終的な答申案は書面決議により決定するなど、効果的かつ弾力的に審議を進めたいと考えております。ただ、2回の部会で審議が終わらない場合も考えられますし、また、2回目の部会の終了直後に統計委員会が予定されており、この委員会で、部会で追加審議すべきだという意見が示される可能性もございますので、大変恐縮ですが、現在、予備日として確保をお願いしております、12月6日にも3回目の部会を開催させていただく可能性もあることをお含みいただければと思います。なお、答申案については、12月下旬に開催が予定されている統計委員会で御報告したいと考えております。

最後に4点目ですが、本日の審議は12時までを予定しております。ただ、審議の状況によっては、予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思っております。そのような場合、御予定の

ある方は御退席いただいて結構でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

今回予定されている変更は、大まかに申し上げますと、調査事項、集計事項、報告者数、そして、調査方法についての4区分となりますが、資料1-1の諮問の概要については、既に統計委員会などで御説明を頂いておりますので、時間を節約するために、この場での説明は割愛させていただきたいと思っております。

なお、10月20日の統計委員会で、本調査の変更が諮問された際に、この部会に属していらっしゃる委員から御発言がありましたので、これについて、事務局から御紹介をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 席上配布と記しました「諮問の際に示された御意見」を御覧ください。

先月開催されました統計委員会における、参加された委員からの御発言について紹介します。

始めに、調査方法について、調査票の配布については、現行では、調査員による配布のみであるが、郵送配布の導入などの見直しは検討されているかとの発言がありました。

これについて総務省統計局から、訪問しても対面できない場合は、やむを得ずポスティングによる配布をすることもあり得るものの、報告者と直接お会いして、調査対象者であることを御認識いただき、正確に回答を得ることや、回収率を向上させることも重要であり、引き続き、調査員による配布を原則としたいとの回答がありました。

これについては、部会においても確認してほしい旨、椿委員長からも御発言がありました。

次に、今回の変更で集計を取りやめる統計表について、個々に、必要があれば、引き続き集計していただくことも可能かとの質問がありました。

これについて、総務省統計局からは、統計法の規定に基づく二次的利用としての対応が可能である旨の回答がありました。

最後に、今回の調査事項の変更では、フリーランスを捉えるために「実店舗の有無」という選択肢の追加が随所にあるのですが、これについて、調査票が複雑化し、報告者が回答しづらくなるのではないかと、本当に「実店舗の有無」まで把握する必要があるのかという意見がありました。

総務省統計局からは、今回の調査では、関係府省で策定されたフリーランスに関するガイドラインに沿った把握が可能となるよう設計しており、その一環として、実店舗の有無を把握することとしていることや、報告者にとって分かりやすく、答えやすい記入要領になるよう工夫したい旨の回答がございました。

これについても、部会において確認してほしい旨、椿委員長から発言がありました。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

統計委員会で示されたこれらの御意見については、この席上配布資料にも記載されてお

りますとおり、樁委員長からも、部会において確認してほしい旨の御発言がございましたので、本部会の審議の中で、個別に確認していきたいと思えます。

それでは、個別事項の審議に入ります。

まず、調査事項の変更について審議いたします。改めて、進め方について御説明いたします。先ほども申し上げましたが、部会では、審議事項の固まりごとに、論点の説明、調査実施者の説明、質疑応答を一つのセットとして行ってまいります。今回の審議事項の変更については、大きく分けて、一つは働き方改革に関する追加又は拡充について、もう一つは、それ以外の変更又は削除に分けることができます。ただ、働き方改革に関する変更の中には、様々な要素がございます。特にフリーランスについては、統計委員会でも複数の御意見が示されておりまして、この部会でも多くの御意見を頂くことになるかと思えます。そこで、働き方改革に関する調査事項の審議については、総務省統計局から一通り回答していただいた上で、その後の質疑応答については、フリーランスとそれ以外に分けて行いたいと思えます。なお、本日配布しております総務省統計局の回答の中には、席上配布資料として、フリーランスに関する一問一答形式の部分もございますが、資料は事前に送付されておりますので、質疑時間を確保するために、一問一答部分についての説明は割愛させていただきます。もちろん、質疑応答では、一問一答部分に関するものについても御自由に御質問ください。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、始めに事務局から、調査事項の変更のうち、働き方改革に関連した事項について、審査状況と論点の整理をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの2ページを御覧ください。

まず、①といたしまして、働き方改革の一連の動きを踏まえたフリーランス、テレワーク、副業等及び育児・介護に関する調査事項の追加又は拡充についてです。

審査メモでは、個々の変更を表1で整理しておりますので、細かい説明は省略させていただきますが、文字だけではイメージが付きにくいかと思えますので、審査メモの最後のページ、別紙に各調査事項の新旧対照表を整理しておりますので、後ほど、総務省統計局からの説明の際、併せてこちらを御覧いただければと思えます。

こちらについては、働き方改革を推進するための施策の検討に資するものであることから、おおむね適当と考えておりますが、論点を3ページから4ページにかけて挙げております。具体的には、(a)、(b)の部分ですが、それぞれの調査事項を追加することとした背景、想定されている利活用、フリーランスやテレワークなどの用語の定義、また、bの(c)ではテレワークの実施状況を測定する際の尺度の在り方、cの(c)では副業を複数持っている場合の把握の在り方、dでは育児・介護に関する制度の利用状況の選択肢に、「フレックス・時差出勤」を設けることとする考え方などを論点として立てております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

今示された論点に対する回答について、調査実施者である総務省統計局から、御説明をお願いいたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 就業構造基本調査を担当

しております総務省統計局労働力人口統計室の谷道でございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、資料3に基づきまして、審査メモで示された論点に対する回答を御説明申し上げます。

2ページ目でございます。まず、論点aとしてフリーランス関係、(a)として本調査で追加することとした背景と、想定されている利活用についての論点でございます。

回答につきましては、こちらに記載してございますように、フリーランスにつきましては、多様な働き方の一つということで、高齢者雇用の拡大あるいは社会保障の支え手・働き手の増加、このようなことが期待されておまして、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するといった必要性が高まっております。そのためのガイドラインについても、関係府省でフリーランスに関するガイドラインが整備されておまして、今後も、フリーランスという働き方、多様な働き方の増加が期待されているところでございます。

このようなことも踏まえまして、今般、こうしたガイドラインを取りまとめた内閣官房からも、就業構造基本調査において、フリーランスを把握することについての要望を頂いているところでございます。したがって、フリーランスについて状況を把握していく上で、大規模調査である就業構造基本調査で把握するということは意義があり、これからフリーランスに関する新たなデータが提供可能になることによって、多様な働き方で安心して働けるという環境整備に向けた各種取組の基礎となる資料として、様々、利活用されることを想定しております。

その中で、論点として(b)にございますように、フリーランスの定義でございます。この定義は一般的に使われているものなのかどうか、また、フリーランスの働き方をしている方を就業構造基本調査で適切に把握することができるのかという論点でございます。

回答につきましては、今ほどの繰り返しにもなりますが、ガイドラインが整備されているところでございます。フリーランスについては、法令上の明確な定義はないということではございますが、フリーランスのガイドラインが政府の中で整備されておまして、この中で一定の定義が示されているところでございます。資料では下のゴシックの太字のところでございますが、具体的には、『店舗がなく、雇人もいない自営業者や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者を指す』ということでございます。

具体的には、資料の4ページ目で、フリーランスガイドラインの抜粋を記載しております。〈別紙1〉フリーランスの定義についてということで、今ほど申し上げた定義が記載されているところでございます。

また、実店舗についてでございます。自宅の一部で小規模に事業を行う場合は実店舗に区分しないこと、あるいは共有型のオープンスペースであるコワーキングスペース、ネット上の店舗も実店舗としないということとともに、耕地や漁船を有して耕作や漁業をする農林漁業従事者はフリーランスとはしない、農林漁業従事者はフリーランスから除外されていることが定義として記載されているものでございます。

また、一番下の「雇人なし」でございますが、従業員を雇わず自分だけで、又は自分と

同居の親族だけで個人経営の事業を行っている者は「雇人なし」ということとさせていただきます。フリーランスガイドラインの中では、親族だけで行っている場合は「雇人なし」と定義するということが定められているところとさせていただきます。

資料の3ページ目に戻りまして、今般、就業構造基本調査で把握いたしますフリーランスの部分とフリーランスガイドラインでは微妙に差がございますので、その部分について御説明いたします。

イでございますが、「雇人なし」の解釈について、フリーランスガイドラインと今般の就業構造基本調査では微妙に異なっております。四角囲みのフリーランスガイドラインの右のところとさせていただきますが、今ほど申し上げたように、無給だろうが、有給だろうが、同居の親族は「雇人なし」と定義されています。

一方で、左側の就業構造基本調査でございますが、家族で手伝っている人がいる場合に、有給の場合は「雇人あり」になります。無給の場合のみ、「雇人なし」ということとさせていただきます。そのため、もし、家族で手伝っていて給料がある場合、フリーランスガイドラインでは「雇人なし」になるのですが、就業構造基本調査では「雇人あり」というところが微妙に異なっているところとさせていただきます。

一方、その下の部分に記載しておりますが、今回、「雇人なし」の定義をフリーランスガイドラインに合わせてしまいますと、本調査における従来からの統計表の時系列との比較が困難になりますので、この部分については、フリーランスガイドラインの定義と若干の差異が生じますが、私どもとしては、従来統計の継続性を重視したいということとさせていただきます。こちらの定義の相違については、内閣官房からも、問題ない旨、回答を得ているところとさせていただきます。

以上をまとめまして、ページ下に記載してございますように、本調査におけるフリーランスといたしまして、A1の調査事項及びA3の本人の仕事の内容を組み合わせまして、フリーランスを把握するということとさせていただきます。下の方に調査票の画像の切り取りがございましたが、この中で、それぞれ会社などの役員で、役・職員が他にいなくて「実店舗なし」とか、あるいは自営業主で、雇人がいなくて「実店舗なし」、あるいは内職の「実店舗なし」と農林漁業従事者以外をフリーランスとして把握するということとさせていただきます。

なお、こちらに関連しましては、先ほど御紹介いただきましたように、統計委員会において、スペースの関係で圧迫感があるのではないかとというような御指摘も頂いておりますが、こちらは縮小されておりますが、実際の調査票はA3判のサイズとなっております。また、スペースの制約もある中で、これまでの調査の設計、スペースを考慮する中で、こうした形で、効率的に実店舗の有無と組み合わせるという考えでございます。

以上がフリーランスに関する論点の部分でございます。

続きまして、論点bのテレワークの部分でございます。資料の5ページ目でございます。

(a)のテレワークについて追加することとした背景、想定される利活用ということとさせていただきますが、こちらにつきましても、新しい働き方、暮らしの改革の推進、あるいは今般の新型コロナウイルス蔓延防止の一環として、テレワークは強く推奨されている、普及してきているところとさせていただきます。また、働く場所を選ばないということ、地方創生、

東京一極集中是正などにも貢献が期待されてございます。

こうした社会的なニーズを踏まえまして、テレワークの普及に伴う就業構造の変化を把握するためにも、就業構造基本調査でこの状況を把握できる調査事項を追加しようということでございます。

(b) で、テレワークの定義について御説明くださいという論点を頂いております。また、この定義が一般的に使われているものなのかどうかということでございます。

こちらにつきましての回答でございますが、テレワークにつきましても、法令で定められた明確な定義はございませんので、私どもといたしましては、比較可能性ということで、他の統計調査、例えば通信利用動向調査、あるいは政府においてガイドラインが定められておりますので、そのガイドラインの定義を参考にしたいということでございます。

具体的には、6 ページ目に表がございます。例えば、一番上は令和 2 年の通信利用動向調査で、テレワークは、通信ネットワークを活用することによって、本来の勤務地とは別の場所で働く勤務形態であると定義されております。表の一番下、厚生労働省のテレワーク総合ポータルサイトでもテレワークの定義がございまして、ICT を活用して、時間や場所を有効に活用する柔軟な働き方ということでございます。要するに、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICT を使って仕事をするという定義がされてございまして、さらに、6 ページ目から 7 ページ目にかけて、働く場所で分けると、自宅で働く在宅勤務や、移動中や出先で働くモバイル勤務、サテライトオフィス勤務といったものが紹介されているところでございます。

もう一つ、6 ページ目の表の上から二つ目に戻りまして、自営型テレワークという区分も厚生労働省のガイドラインで設けられております。自営型テレワークとは、こちらの表に記載してございますように、注文者から委託を受けて、ICT を活用して、主として自宅、自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労、このようなものも自営型テレワークという分類で区分されているということでございます。

こうしたことを踏まえまして、5 ページ目に戻りまして、下に黒丸を三つ記載してございますが、私どもとしては、ICT を活用して、普段、仕事を行う場所とは違う場所で仕事をする、あるいは在宅勤務を行う、あるいは自営型テレワークを行っている、このようなものをテレワークの定義として考えているところでございます。

続きまして、7 ページ目の(c) で、1 年間のテレワークの実施状況の選択肢について、どのような聞き方をしているかと申しますと、1 日のうち少しでもテレワークを実施した日数が 1 年間の就業日数に占める割合に着目して、私ども、20% ごとに区分して回答を求める調査票の設計としております。

こちらの回答につきましては、やはり、細かな時間数まで把握するということはなかなか難しい、報告者負担が大きいだらうということでございます。正確な回答を得るという観点からも、なかなか正確な時間数を聞きにくいだらうということがございます。その上で、週 5 日を前提として、おおむね 1 週間のうち 1 日程度、5 分の 1 ということで、それだけテレワークをした場合には 20% と考えられるということから、20% ごとの区分で回答を求めようというものでございます。

続きまして、論点cの副業の関係でございます。今回、選択肢を細分化することで、副業に係るフリーランスについて把握するほかに、どのような利活用が可能になるかという論点でございます。

回答といたしましては、今回、副業に係る従業上の地位・雇用形態の調査事項の選択肢の細分化あるいはフリーランスに関すること以外では、副業の詳細な雇用形態別に、職業、産業あるいは就業時間別の有業者数などの新たなデータを提供可能としたいということでございます。

こちらも、厚生労働省でガイドラインを整備されるなど、促進に向けた環境整備が進められておりますので、こうした各種取組の基礎資料となること、そのほかにも、都道府県I O表の付帯表における副業がより精緻に推計されるといったことも可能になると考えているものでございます。

8 ページ目に移りまして、主な仕事以外の仕事の定義について御説明くださいというものでございます。

回答といたしましては、特段の定義はしておりませんが、仕事を複数持っている場合、就業時間又は収入の多寡によって、また、これらによっても決め難い場合は、最終的には、回答者御本人の判断によって、片方を主な仕事、もう片方を主な仕事以外の仕事として回答を求めるということでございます。

(c) では、副業がより一般化して、複数、副業を持っていらっしゃる方も考えられますが、就業構造基本調査では、複数の副業がある場合に、それぞれを把握する形にはなっていないということで、②といたしまして、国民経済計算において、本調査も用いつつ総労働者数を推計するに当たり、副業者数が過少に推計されるなど、利活用上の支障はないのかという御質問、あるいは③として、将来的に、複数の副業がある場合に、全てを回答いただく考えはあるでしょうかという論点を頂いております。

こちらにつきましても回答でございますが、まず、前提といたしまして、就業構造基本調査で複数の副業を把握することに関しまして、そもそも副業者数が約 268 万人ということで、有業者に占める割合は4%程度ということでございます。この中で複数の副業を持つ者は更に少ないだろうということが見込まれておりますので、現状といたしましては、複数の副業の状況を聞くよりは、主な副業について、より深掘りして聞くことが有用であるという考えでございます。また、就業構造基本調査は、報告者負担に鑑みまして、従来から1枚の調査票で行ってきたところでございますので、複数の副業を把握しようとする場合、1枚の調査票では足りず、複数枚の調査票が必要になるということでございますので、その場合は、報告者負担のみならず、実査を担っている地方公共団体、統計調査員の審査事務などの負担の増加も見込まれるということでございます。こうしたことを踏まえて、現在では複数の副業について把握することは考えておらず、将来的な把握に当たっても、今申し上げたような報告者負担あるいは地方公共団体や統計調査員の審査事務の負担の増加を考慮した検討が必要であろうと考えているところでございます。

最後、9 ページ目、10 ページ目でございます。

9 ページ目の(d) でございますが、副業の中で、具体的に①、②に記載しているよう

な場合に、どのような区分になるのかという御質問でございます。

①といたしましては、ほかに本業がある有識者の先生が政府の審議会等に出席して謝金を得ている場合、②といたしましては、大学病院に勤務している医師が、他の診療所で、非常勤として勤務している場合でございます。

回答といたしまして、まずは有業者とは、普段、収入を得ることを目的として仕事をしているということございまして、①、②の事例がこの定義に合致していれば、副業に該当するということでございます。

その上で、①の審議会の場合でございますが、もしも先生が政府の審議会の委員として任命されて、その上で謝金を得ている場合は、一般的な公務員と同じように、雇われている人に該当するということでございます。

②につきましても、他の診療所に雇用契約に基づいて勤務しているということであれば、雇われている人になるだろうということでございます。あるいはそうでない場合は、例えば自営業主として回答いただくということでございます。

最後に論点 d の育児・介護関係でございます。

論点といたしまして、(a)、(b) がございます。(a) として、前回調査における F 1 の 2 (育児休業などの制度の利用状況) 及び F 2 の 2 (介護休業などの制度の利用状況) のそれぞれの選択肢ごとの回答割合を御説明くださいという論点でございます。

そして、(b) として、その他の中から、とりわけ「フレックス・時差出勤」を分割することとした理由は何かという論点でございます。

回答といたしましては、表 1 に記載してあるとおりでございます。育児休業等制度を利用した方を 100% として、当てはまるもの全てにマークということで、このような割合となっているものでございます。

10 ページ目の表 2 は、介護休業等制度の種類別の利用状況でございます。こちらも、当てはまるもの全てにマークしてくださいということでございます。御覧いただきますと、「その他の制度の利用あり」が 30.7% ということで、2 番目に高くなってございます。その他の制度としてどのようなものがあるだろうということで、就労条件総合調査あるいは全国家庭動向調査の調査結果を用いまして、フレックスタイム制あるいは時差出勤の割合が高いだろうということで、今般、選択肢として追加したところでございます。

調査実施者からの説明は以上でございます。

○津谷部会長 この部会の冒頭で御説明いたしましたように、働き方改革に関する調査事項の変更については、フリーランス関係とそれ以外ということで、固まりで分けて審議を行います。では、まず、フリーランスに関する変更について、御質問、御意見、御提案のある方、どうぞ御発言をお願いいたします。

○加藤臨時委員 加藤ですが、よろしいでしょうか。

○津谷部会長 はい、加藤臨時委員、お願いします。

○加藤臨時委員 フリーランスの定義については、御説明いただいたとおりで良いと思うのですが、例えば、フリーランス協会等々でも、場所だけではなくて、時間についても、不規則であるというような定義をしている場合もあるかと思えます。もちろん、ガイドラ

インでの定義が一番大事なのかと思うのですが、例えば、将来的にフリーランスを把握するときに、A1の「実店舗なし」とA3を組み合わせるだけではなくて、A5(2)の時間の規則性というものも考慮して、フリーランスを定義する可能性はあるのでしょうか。その点だけ、確認させていただければと思います。よろしくお願いたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。お手元にご置きます調査票のAのところ、働く場所だけではなく、働く時間についても、不規則であることを把握しなくてもよいのかという御質問でしょうか。

○加藤臨時委員 実店舗は働く場所だと思うのですが、働く時間の不規則性も考慮する必要があるのかと思いましたので、今回、そこまでは考慮しなくてよろしいでしょうかということです。

○津谷部会長 それでは、総務省統計局から、お答えをお願いいたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ありがとうございます。

今、加藤臨時委員御指摘のとおり、場所あるいは時間というものが、働き方の多様化の中でも非常に重要な要素だと思っております。ただ、ほかの調査事項とのバランスの観点から、時間の不規則性というものは、現在はなかなか難しいところではございますが、もちろん、将来的に、そちらも重要な論点、課題を把握することが必要だということであれば、そちらも優先しながら、ほかの調査項目とのバランスを考えていくということになるかと思っております。

○津谷部会長 ありがとうございます。働く場所、つまり店舗があるかないかということについては、統計委員会でも委員の方々から御質問、御意見が出たところですが、それに加えて、就業時間の不規則性ということと同時に把握して、フリーランスというものについての統計として整える必要はないのかということ。フリーランスの定義については、何度も説明されておりますが、法令できちんと決まった定義はございません。実は、ここにお示ししている定義が唯一なものであり、当然のことながら、これは統計として把握していく上での第一歩であると理解しております。調査票はA3判ですが、御覧になっているよりはもう少し大きいので、スペースに若干余裕はありますが、それにしても、A3判の1枚の調査票の表と裏で全ての調査項目を把握しようとしていることから、調査票のスペース的に難しいという御回答であったと理解してよろしいでしょうか。

内山審査官、どうぞ。

○内山総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官 審査官室の内山でございます。少し発言させていただきます。

私どもが審査している過程におきましても、やはり一番論点となったことはフリーランスの定義は何でしょうかということで、色々定義が見られる中で、どうしてこのガイドラインを選ばれたかというようなところで質疑をしていたところでございます。御説明の中にもありましたけれども、公的統計調査の一つとして、この調査を行い、そして今回、フリーランスについて初めて集計するということを考えたときに、ガイドラインの定義が唯一ではないかもしれませんが、公的と考えられる定義に準じてフリーランスを定義し、集計するというのが、現時点において合理的な選択肢であろうと。そして、説明の中にも記

載されていましたが、今回採用されたガイドライン自体が、閣議決定である成長戦略実行計画を受けて作られたガイドラインであり、その中で示されている定義ということもあって、総務省統計局としては、今回、これを重視して、これに沿った集計をしたいという回答でした。確かに今、加藤臨時委員からも御意見があった様々なほかの要素、それに関して組合せをする必要はないのだろうかというところはあるのですが、就業時間が規則的か否かは、実際このA5の中で調査がなされているようですので、二次的利用など、調査票情報を用いた別の枠組みの中で組み合わせることも可能と考えております。

○津谷部会長 ありがとうございます。

内山審査官からも御説明がありましたように、これはあくまで第一歩です。就業構造基本調査は就業の静態に関する最大の基幹統計調査ですので、政府が働き方改革を政策の一つの柱として打ち出している以上、その要素の一つであるフリーランスについて、統計として信頼性の高い情報を収集する必要があります。とはいえ、これは自明のことですが、フリーランスを測定するのは大変難しゅうございます。フリーランスには色々な構成要素があり、定義の面もそうですけれども、実査の場面においても、「あなたはフリーランスですか」という質問に、迷わずにイエス、ノーを答えられる方はなかなかいらっしゃらないのではないのでしょうか。回答者の御判断によって答えが変わってくることは望ましくなく、色々な要素を加味して、客観的で科学的な定義をする必要があります。そのためには、調査実施者である総務省統計局が、調査データを使って集計をしていただかなくてはなりません。このために、ここでデータを収集するというお考えであろうかと思えます。繰り返しとなりますが、今回の調査は第一歩でございますので、難しい面もございますが、これに取り組むに当たり、どこか抜けている重要な要素があるのではないかなどについての確認なども含め、御意見がございましたら、どうぞ忌憚なくお考えをお聞かせ願えればと思います。

加藤臨時委員、よろしいでしょうか。

○加藤臨時委員 ありがとうございます。承知いたしました。

○津谷部会長 どうぞ、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 新たに定義するというところで、多分、就業構造基本調査でフリーランスをこう定義したというのは、後々、様々な調査でも踏襲されていくと思います。今は、実店舗のある・なしを追加することによって定義が可能な状態になっていますけれども、この要素をこのように組み合わせで定義したということをしてできるだけ広く周知するようなことも必要かと思って伺っておりました。定義さえきちんと定まっていれば、今回のやり方で問題はないと私は考えます。

以上です。

○津谷部会長 佐藤委員、ありがとうございます。

確かに、この調査は先鞭を付ける、つまり他の政府調査の先例になると思いますので、これを広く周知徹底する必要があると思います。当然、総務省統計局で集計をなさるわけですが、この調査では、こういう定義で、こういう要素を使って、フリーランスを把握しているということ、調査報告書だけではなく、できれば、もう少し広くPRをなさって

いくことを考えられてはどうかというアドバイスを頂いたと理解いたします。いかがでございますか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 まさに今回の就業構造基本調査は政府の中の大規模調査ということで、かなり信頼性が高く、注目される結果になるかと思っております。その中で、では、この就業構造基本調査の結果を使って、今まさに社会として大きなテーマであるフリーランスというのが何人いらっしゃるのか、どうなっているのかというところの結果の利用というのも大きな注目を集めると思っておりますので、今の委員の皆様方の御指摘を踏まえまして、私どもとして、どのような定義を用いてこれを算出しているのかということは、しっかりと明らかにして、利用していただけるようにしていきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問はございませんでしょうか。宇南山臨時委員、どうぞお願いいたします。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。

今回のところで若干、色々聞き漏らしているかもしれないのですが、幾つか質問させていただきます。

まず、フリーランスというのは、他の職業というか、就業形態と排他的なものとして定義する予定なのか、それとも、この人は自営業主であり、なおかつフリーランスであるとか、内職者だけどもフリーランスというように、内数として別集計として定義する予定なのかというのが質問の第一です。

第二が、実店舗をキーにしているということですが、実店舗というものの概念がよく分からなくて、事業所という概念とどういう関係にあるかを教えていただきたい。つまり、事業所とは業が経常的に行われる場所と、比較的きっちり定義されているとするならば、フリーランスとは、もし、「実店舗なし」が「事業所なし」と同義だとするならば、同じ場所で行ってはいけないと。つまり、漫画を描きますとあって、いつも自分の部屋で行っているとすれば、そこは事業所であるべきでして、それは実店舗と呼ぶのかという話になりますので、実店舗とは一体何なのか、事業所とどう関係するのか、お客さんが来る場所とか、実店舗という表現が極めて小売業を想起させるように私は思っていて、実店舗って何ですかと言われたときに、事業所との区別という意味で、きちんと説明できる必要があるのではないかと思います。

最後、政府の方針における定義で、審査メモに示された論点の2ページ目のところ、「自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る」とされているところで、実店舗がなく、雇人がいないというところは確かにここで示されている調査事項の組合せで表現されているのですが、自身の経験や知識、スキルを活用しているという点について、想起させるのは、せいぜい農林漁業従業者を外しているという部分のように思うのですが、本当にこれを定義して、この変数の組合せで行っていますというと、農業とかで、私は、実態は知りませんが、仮にスーパー漁業人みたいな人がいて、色々な漁船に乗っていますみたいな人がいた場合に、それはフリーランスには入らないのかとか、逆に1人で転々としているけ

れども、単に転売をしているだけで、知識やスキルは全く使っていませんという人がここに含まれているけれども、それは、この定義が看板に偽りありではないのかと言われたときにどう回答するのかという意味で、定義はこうしますと言っているのと、実際の調査事項の組合せが必ずしも一対一に対応していないということで、特にこのスキルという部分については問題があるのではないかと思うのです。

もう一つ、最後に、「内職」という言葉について、これはこれまでも調査の中で使われてきましたので、継続性の観点から内職というのを入れるのはやむを得ないかなと思っ

ているのですが、内職というのも定義がよく分からないところがあって、特にフリーランスみたいなものを認めることになった場合には、内職というのとは一体何ですかということ

をきっちり定義する必要があります。今までは、請負で、家内で行っていれば内職ですというよ

うな、やや緩い定義で実施していたのですが、フリーランスというものを認めようとしたら、内職ということとの相関関係とか、包含関係をきっちり示さないといけないと思

いますので、内職についても、きっちり定義していただければと思います。

まとめますと、私の質問は、第一が実店舗と事業所というものの関係、第二がスキルと

いうものをどう表現しているのか、第三が内職とフリーランスをどう区別しているのか、

この3点について御回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。核心に迫る御質問、御指摘であると思います。さらに、先ほど宇南山臨時委員が御指摘された3点に加えて、フリーランスがエクスクルーシブ、つまり排他的なものなのか、それとも他の就業形態と重なるかと考えているのかということについても、冒頭に御質問があったように思います。この計4点について、総務省統計局から、回答をお願いいたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 御質問ありがとうございます。

順番が前後するかもしれませんが、フリーランスが排他的かどうかというところで、最終的に私ども集計表として公表するときに、先ほど申し上げました条件に該当する方々をフリーランスということで、フリーランスの方々の数としてはこれだけいらっしゃって、その内訳として、このような働き方をしている人が何人いますよという集計表を作成しようとしているところでございます。

○内山総務省統計局統計調査部国勢統計課労働人口統計室課長補佐 補足させていただきます。

排他的かどうかにつきましては、従前の従業上の地位の区分である自営業主や役員の中に、フリーランスを含むものとして、従前どおりの区分で集計したものを出示します。それ以外に、従業上の地位の区分の中に新たに別掲としてフリーランスの区分を設けることを考えているところでございます。

○津谷部会長 ということは、お答えは、これはエクスクルーシブなものではない、排他的なものではないということでしょうか。当然、これだけを行っていらっしゃる方もいらっしゃいますが、そうでない場合も考えられるため、きちんとクロス集計をして把握するようにしたいというお答えと理解してよろしいのでしょうか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 はい。

○津谷部会長 ありがとうございます。

では、次に、実店舗と事業所の概念と定義の違いについてですが、実店舗の定義が不明確であるように思うがという御指摘についてはいかがでございましょうか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ありがとうございます。

私どもとしても、今回、実店舗というのをいかに調査回答者の方に理解しやすく回答いただくかというのは、非常に大きなポイントだと思っております。その中で今、まさに宇南山臨時委員から御指摘いただきました実店舗と事業所の違い、このようなものの関連についても、私どもといたしましても、改めてしっかり整理しないといけないなと認識しております。

その中で、実店舗ということですが、これも基本となるのが、フリーランスガイドラインを前提として、これに準拠してありまして、フリーランスガイドラインの中では、例えば、自宅の一部で小規模に事業を行う場合は実店舗に区分しないという定義をしているところでございます。あるいは、例えば私ども実店舗ということでイメージしているのが、まさにその場所で、一般の消費者の方を相手に商品やサービスの販売又は提供を行っている店主など、そういったものに近いのが実店舗の概念とイメージしていたところでございます。逆に言うと、インターネット上の商店といったものは実店舗ではないというイメージでございました。ただし、今、宇南山臨時委員から御指摘いただきまして、実店舗と事業所、どういった関係になるのかは、改めて整理して、御説明させていただければと思っております。

○津谷部会長 ありがとうございます。

実店舗と事業所の関係、特に実店舗の概念と定義が通常使われている事業所の定義とどう関連しているのか、違いはどうかということについて、もう少し整理が必要かと思えます。ですので、これについては次回の部会で、統計局から整理された内容を御説明いただくことにさせていただいてよろしいでしょうか。

店舗といいますと小売業を想起させるという宇南山臨時委員からの御指摘がございました。これは重要な御指摘だと思いますので、更にもう少し御検討いただき、次回の部会で、これについて御回答を頂くことにしたいと思います。

そして、3点目の経験、知識、スキルに関してですが、調査票の内容とフリーランスを構成する要素とがきちんと全部対応していないのではないかと御指摘については、いかがでございましょうか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 こちらにつきましては、今般、調査事項として新たに設けることとはしていないという状況でございます。私どもといたしましては、全ての職業について、経験、知識、スキルを保有して行っていると考えておりますことから、こちらについては、特段の判断基準を設けずに調査しようと考えているものでございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

これについては、更に追加的な質問などを設けて測定することはせず、また特段の判断

基準を設けるお考えはないというお答えでございます。

さらにもう一点、今回の調査では、フリーランスについての質問が新たに追加されるので、フリーランスから見たときの内職の定義はどうなるのか。今までも内職は明確には定義されていないのではないかと思うが、ここで改めてきちんと定義する必要はないのか。つまり、フリーランスと内職をどう切り分けるのかという御質問については、いかがでございますでしょうか。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 内職につきましては、これまでも選択肢として設定しているわけでございます。三つほど条件があるのかなと思っています。まず、自宅で行うこと。それから、二つ目が大がかりな設備を必要としないもの。あとは、原材料の提供を受けて行うもの。これは就業構造基本調査のみならず、就業に関する調査では、内職とは大体このような定義になっております。

○津谷部会長 内職は今までもこの就業構造基本調査で尋ねられてきた事柄ですが、この三つの要素を用いて定義しているということですね。とはいえ、フリーランスとの切り分けは大丈夫ですかという御質問については、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。内職の定義の中身を新しくするというではありませんが、回答者にとって分かりやすく説明する必要があるのではないかと思います。できましたら、次回の部会で、図表に明示するなどして、重なる部分もあるかもしれませんが、ここがこう違うということが明確に分かるように御説明をお願いできますでしょうか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 はい、ありがとうございます。

○津谷部会長 内職については、もちろん時系列の継続性についても考慮しなくてはなりません。今回フリーランスについての質問が加わることで、不必要に混乱を引き起こしてはいけませんので、調査実施者としても定義をきちんと整理いただくという意味で、図表のようなものを作成して御提示いただき、説明していただければと思います。よろしいでしょうか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 はい、ありがとうございます。

まさに、例えば今の世の中でいうと、クラウドワーカーといいましょうか、インターネットを経由して何か作業をする場合、実はそれは内職ではなくて自営業主で、業務を請け負って提供しているところなど、その辺りを分かりやすく、調査回答者の方にも理解していただくことは重要だと思いますので、今の御指摘も踏まえて、例えば、クラウドワーカーと内職はどういったところが違うのかといった点を、分かりやすく整理させていただきたいと思っております。

○津谷部会長 内山審査官、どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。お手数をかけますけれども、総務省統計局、よろしく願いいたします。

私から、今後資料を作成していただくに当たってということで、コメントを差し上げます。

調査票のA1の部分です。いわゆる雇用形態や従業上の地位として今まで設けられていた部分、これは基本的にはそれぞれ定義があって縦割りで分けられていたものだと思うのですが、今回、フリーランスという概念が横断的に入るということで、調査結果の利用に当たって定義が分かりにくくなっているように見えるのですが、実は、その関係さえ見れば理解が進むと思うのです。ですから、基本は縦割りだけど、フリーランスが横断的に入ってくるというところ、もちろん、重なるところもあれば、重ならないところもあるということを図表形式というのでしょうか、そういう形で作っていただければ、皆さん、御理解が進むのではないかと思いますので、お願いいたします。

それから、もう一つ、事業所のところ。こちら、先ほどのガイドラインの中にも説明がなされていますので、それをベースとした回答になられるのかなと思うのですが、私もこれまで説明をお聞きして思いますことは、先ほども委員の皆様方から御指摘がありました。店舗があってもなくても事業所は事業所だと思うのです。ですので、要は、広い意味で事業所概念に含まれ得る場所で仕事はされているのだけれども、自宅など、要は物理的に、専用の事務所あるいは店舗ではない場所、そういう場合を言うのかなと思って、今日のお話も聞いておりました。そういったことも含めて、なるべくイメージしやすい説明をしていただけるとありがたいかと思いますので、御配慮をよろしくお願いいたします。

○津谷部会長 内山審査官、ありがとうございました。大変、有用なアドバイスであると思います。これについては、統計局で更に検討を重ねて、その内容を整理し、次回の部会で御説明いただくことにしたいと思います。

宇南山臨時委員、いかがでございますか。これでよろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。

二、三、追加したいのですが、1点、先ほどの席上配布資料のQの9番ですか、先ほど見せていただいたので、経験や知識、スキルはどんな職業だって使うでしょうということとは全く理解できて、人にお金を払ってもらって以上、何らかのスキルや知識や経験はあるのだろうということは説明としては理解できるのですが、もしそうであれば、いずれにしても、統計との対応でいうと、公式に発表するときに、フリーランスとは、実店舗がなく、一人社長か自営業主で収入を得ていればフリーランスだと言うべきで、政府のガイドラインとどう関係するのだと言われたときに、収入を得ているということは、経験、知識、スキルは活用しているのですよと反論するべきで、もしかすると、政府の定義より広いかもしれないということは周知した方が良く思いますので、むしろ、回答の部分にあるようなところは取ってしまっても、収入さえ得ていれば、経験、知識、スキルが活用されているのだということはみなしですと説明された方が良く思いました。

ということと、あと、もう1点だけ。先ほど、実店舗と事業所との関係についての追加ですけれども、経済センサスですと事業所ベースで調査がされますので、フリーランスの一部は、業として行っている個人企業だけれども、経済センサスでは把握できない人たちがいるということを恐らく認めることになると思うのですけれども、そことの整合性はきちんと確認していただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○津谷部会長 貴重な御意見、ありがとうございます。

経済センサスとの兼ね合いについて確認していただきたい。そして、このガイドライン上の定義ですが、全部総合したときに、自身の経験や知識やスキルについてある程度分かるのではないかということかと思えます。就業についても、その対価である所得について情報があればよいのではないかという御意見もございましたので、これについても総務省統計局に持ち帰って整理していただき、次回の部会での回答に含めていただくということによろしいでしょうか。宇南山臨時委員、それによろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 よろしくお願ひします。

○津谷部会長 では、これによろしいでしょうか。佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 調査票を拝見していて、内職でも実店舗のあり・なしという選択肢が入っていて、実店舗のある内職というのが少しイメージできないので、その辺も今度説明していただけたら良いと思えます。従来の調査の内職でも実店舗のある・なしを聞いていたのかということも含めて教えていただければ、今日でなくて結構ですので、よろしくお願ひします。

○津谷部会長 ありがとうございます。

内職については従来から尋ねておりますが、今回、フリーランスに関する質問が加わり、フリーランスを定義する必要がある以上、内職についてもきちんと整理する必要がある、実店舗のある・なしということとの関係性についても整理いただきたいということでございます。

萩野室長、どうぞお願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 ありがとうございます。

席上配布資料のQの7の派遣社員のところですが、統計委員会担当室の中で議論したときに出てきた論点があります。個人事業主であるという定義がフリーランスにはあるわけですが、では、派遣社員の中にフリーランスと言われる人が本当にいないと言っているのかという点です。例えば、非常に高度な技術とか、あるいは才能を持った人が、フリーランスでやるのだけれども、営業とか資金面での決済を簡易にするために、形式上、派遣となっているケースというのはあると思えます。そういう人はいないではないかと思われるようであれば、今日の夜、テレビを御覧になっていただくと、確実に、フリーランスということが何度も出てきます。その医師は、結局、医師派遣業の雇用者なわけです。ですから、派遣労働者だけれども、典型的なフリーランスだと、国民のほとんどは思っている。例えば、芸能界にもそういう人は多いかと思えます。国民が典型的にフリーランスだと思っている人をこういう統計の中で把握しないということになると、本当に取りたい統計が取れるのだろうかという疑問が湧いてまいります。確かに、定義からして、形式上はこうだという答えはこうなのかもしれませんが、もう少し、フリーランスという統計で何を見たいのか、派遣職員の中に含まれるフリーランスがありやなしやということも検討していただいて、もしかしたら今回の調査では難しいかもしれませんが、中長期的な課題としておいていただきたいと思えます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

フリーランスをどう定義するのか。一般にフリーランスといったときに想起されるものは何なのか。これによって、回答者が混乱したり、回答者が想起するものが大きく異なったりしては困りますので、できる限り明確に定義する必要があると思うのですが、あまり細かく定義をし過ぎてしまいますと、この調査票のスペースではとても無理ということになるかと思えます。

特にここでは、実店舗の概念・定義と事業所の定義との関係、そしてフリーランスの定義との関係について明確にする必要があるのではないかと。先ほど、内山審査官は縦割りと横割りという枠組みを使って御説明になりましたが、特にフリーランスと内職との関係を明確にする必要がある。それに加えて、先ほど萩野室長から御指摘がありましたように、派遣労働者についても、派遣という形で働いているけれども、実質的にはフリーランスと一般的に思われているような職業についている人が出てくるのではないかとのことです。これはフリーランスには該当しないというお答えがありましたけれども、これについて、もう少し検討を加えていただきたいという御意見だと理解いたしました。フリーランスについては、たくさんの多様な御意見があることは、ある程度予想しておりました。とはいえ、これは政策立案のためにも大変重要なデータだと思いますので、就業構造基本調査の価値を高めるためにも、これを宿題とさせていただき、次回の部会で再度の御検討の結果を御説明いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○内山総務省統計局統計調査部国勢統計課労働人口統計室課長補佐 萩野室長の御質問に対する認識を確認させていただきたいと思えます。派遣社員の方というのは、派遣元の会社との雇用関係があると思うのですが、そういった方もフリーランスとして認めた方が良いのではないかとということでしょうか。

○萩野総務省統計委員会担当室長 私がどう思うかというよりも、国民のほとんどは、フリーランスだと思っているということです。要するに、派遣会社があって、ニーズがあって、人を採用していくという形態を取るのか、それとも、もともとフリーランスの人がいて、その人の仕事 がしやすいために派遣のような形式を取るか、ということです。企業でいえばコーポレートインバージョンのようなもので、自分は親会社だけれども、子会社を作って、そこを親会社にしてしまう、そういった形態というのは往々にしてあると思えます。それは派遣という形態もあるでしょうし、国境なき医師団の一員とか、いろいろな形態があると思えます。ですので、雇用されているから、派遣されているから、フリーランスではないと言ってしまうと、一般的な認識と大きく異なってくるかと思えます。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

○内山総務省統計局統計調査部国勢統計課労働人口統計室課長補佐 ありがとうございます。

○津谷部会長 では、これは宿題とさせていただきたいと思えます。次回の部会で、これについての審議を続けるということでございます。ただ、フリーランス関連以外のもので大変重要な設問もございますので、次に進ませていただきたいと思います。

なお、次回、第2回の部会審議は11月22日に予定されております。今日の部会終了後

に、更なる御意見、御質問、御提案などがございましたら、メールにて御連絡いただければと思います。

ありがとうございました。

それでは、次に、働き方改革に関するフリーランス以外の事項についての審議に進みたいと思います。ここでは特に、テレワーク関係、副業関係、そして育児・介護関係について審議いたします。これらについては、既に御説明をいただいておりますが、テレワークについては資料3の5ページから7ページの途中まで、副業関係は7ページの途中から9ページまで、そして、育児・介護関係についてはその後に記載されております。これらにつきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

どうぞ、川口臨時委員。

○川口臨時委員 どうもありがとうございます。

今回の調査におけるテレワークの定義というのが、5ページを拝見すると、在宅勤務ということに限定されていると思うのです。私、弟がいてサラリーマンですけど、在宅勤務はしていないのだけれども、近所のシェアオフィスに行って、そこで仕事をしていると言っていたのです。意外とそういう人が多いのではないかなと思って、同じ総務省ですけど、令和2年の通信利用動向調査結果を見てみると、テレワークを導入しているという企業の87%が在宅勤務を取り入れていると言っていて、サテライトオフィスの勤務が11%弱です。それで、今回のこの定義でいくと、比較的、テレワークというものを狭く定義していて、サテライトオフィスやシェアオフィスなどで働いている人を排除する形になっていると思うのですけれども、そういう定義にした理由というか、モチベーションみたいなものがあれば教えていただきたいのですけれども。

○津谷部会長 総務省統計局、お願いいたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 ありがとうございます。

また、こちらの説明が言葉足らずで、大変失礼いたしました。今回、我々のテレワークの定義は、まさに今、川口臨時委員から御指摘いただきましたサテライトオフィスといったものも含めて、テレワークとしているところでございます。調査票の中でも、実際に、テレワークはどれぐらいの割合でしていますかということに続けて、どこで行っているのかということ、自宅で行っているのか、あるいはサテライトオフィスで行っているのか、それ以外のところで行っているのかということも聞いておりますので、我々としては、シェアオフィス、サテライトオフィスでの働き方も含めてのテレワークと考えているところでございます。

○川口臨時委員 よく分かりました。どうもありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございました。

自宅、サテライト、シェアオフィス、出先、移動中と、できる限り幅広く網をかけているということでございます。川口臨時委員、よろしいでしょうか。

○川口臨時委員 はい。資料3の5ページの記載が在宅勤務だけになっていたものですから、そう思ったのですけれども、それに基づいてのコメントです。

○津谷部会長 ありがとうございました。その他何かございますか。総務省統計局、願

いたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 今御指摘いただきました5ページ目のところ、これは普段から家で行っている人も含めて、テレワークとしているというところがございますので、一番上のところは、普段、会社で行っていて、違うところから働くというのもテレワークだし、在宅勤務ということで、ICTを使いながら、普段も家で主に行っているということも含めるということが、5ページ目の趣旨でございました。

○津谷部会長 この5ページの三つの大きな黒い丸ですが、この中で少なくとも一つに該当すればテレワークとみなすということだと思えます。よろしいでしょうか。

加藤臨時委員、どうぞ、お願いいたします。

○加藤臨時委員 ありがとうございます。

一つ質問と、一つはコメントですが、テレワークの「テレ」というのは、ずっとテレコミュニケーションの「テレ」だと思ったのですが、ここの資料を見ていると離れてということで、今御説明があったように、実際の場所と違うところというのが定義として出てきていると思うのです。例えば私の場合、テレワークを行っているとと言っても、大学に行ってテレワークを行っている場合もあります。つまり、ここで言えば、事業所の中に行って、そこで様々な形でテレワークを行っていると、授業もそういう形でやる場合もありますし、会議もそういった形でやる場合があると思うのですが、そうすると、それはテレワークという形になるのかどうなのか。逆に、大学の先生だけではなくて、中学校や高校の先生も、中学校や高校、つまり実際の働いている場所に行って、そこで生徒たちに教えているというようなこともあるのですが、この場合はどのように考えれば良いのかというのが質問です。

もう一つは、就業構造基本調査ですので、これ、ユージュアル方式だと思うのですが、例えば、どの程度の割合でテレワークを行っていますかといったときに、1年間で20%、40%、60%等となっているのですが、答える時期によって、随分、影響されるかと。今、御存知のように、新型コロナウイルスへの感染が減少してきたこともあって、テレワークが少し少なくなってきたということで、どうしろという話ではないのですが、答える時期によって、随分、バイアスがかかってくる可能性もあるのかと思いました。二つ目はコメントですけれども、そこについて教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○宇南山臨時委員 今の加藤臨時委員と同じところなので、1点よろしいでしょうか。

○津谷部会長 はい、どうぞ、宇南山臨時委員。

○宇南山臨時委員 この仕事の1年間のテレワークの実施状況というのは、やはり、ユージュアル方式との関係がすごく曖昧で、今、足元で実施している職業というのが必ずしも1年前から実施しているとは限らない環境の中で、この仕事の「1年間の」という限定が急に入るとというのが、やや、普段との関係というのが分かりにくいので、もう少し曖昧な聞き方をした方が、むしろ混乱がないのではないかと思います。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。大変有用な御指摘を頂きました。まず、加藤臨時委員が指摘されたテレワークについてですが、回答者が誤解しないように、テレワークをきちんと定義する必要があるのではないかと。回答者によって理解が異なると、問題ではないかという御指摘です。次に、加藤臨時委員からはコメントという形でしたが、宇南山臨時委員からの御指摘は、過去1年間にテレワークをした割合という質問が曖昧で分かりにくいのではないかとということです。就業時間について尋ねるときには、ユージュアル、つまり通常の実業時間と、どこか期間を特定した場合の実業時間という二つの聞き方があります。例えば、調査が実施された週の前週といったように、時期を区切って就業時間を尋ねるというやり方です。両方尋ねることができれば一番良いのですが、おそらく無理だと思いますので、ここでは過去1年間としているが、かえって混乱を生じさせるのではないかと御指摘かと思えます。先ほど加藤臨時委員もおっしゃいましたけれども、テレワークはコロナ禍を契機として急激に増えたものですので、コロナ禍が収まってくるとまた減ったりすることも考えられます。つまり、どの時期について質問するのかによって回答が大きく変わることが考えられます。ですので、このテレワークに関する質問に関して、英語でいうところのタイムフレームをどうするのかということについて、もう少し御検討いただきたいということです。もし、ここで御回答がありましたら、総務省統計局お願いいたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 御指摘ありがとうございます。

まず初めに、最後に宇南山臨時委員からも御指摘いただきました点から御説明いたしますと、まさに今、御議論、御説明があったとおり、就業構造基本調査は、ユージュアル方式ということです。この1年というところは、例えばテレワークの前の調査項目でございますA5を見ていただきますと、回答の方の流れといたしましては、A5の中で、この仕事で1年間どれぐらい働いたのですか、また、1週間で就業時間はどれぐらいありますかと尋ねており、A6でテレワークについて質問する前提として、この仕事に対して1年間でどれぐらい働いているのですかということ、まず聞いているものでございます。その流れに引き続きまして、裏面に行って、A6で、その中でテレワークはどれぐらい実施したのですかということ、元々の就業構造基本調査の尋ね方、スタンスでございました。そういった意味で、元々A5のこの仕事の1年間の就業日数というところも、私どもとしては、大きな問題なく把握できているという認識の下で、それに合わせるような形で、この1年間のテレワークの状況を聞いてはどうかと考えたところでございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

加藤臨時委員、宇南山臨時委員、いかがでございますか。

A5の(1)では、1年間の仕事について尋ねており、今までずっと時系列でこのように尋ねている。それを受けて、裏のページのA6で、この1年間の仕事のうちのテレワークの割合を尋ねているというお答えでした。

○加藤臨時委員 ユージュアル方式の定義と、この1年間という区切りの仕方というのが、

それはそれで合致していると解釈しているということでもよろしいでしょうか。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

A5とA6の両方のデータを使って集計するというでもよろしいでしょうか。

はい、どうぞ、内山審査官、お願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。実際、自分がこの調査の対象者になった場合のことを考えると、緊急事態宣言が出ていて、テレワークを頻繁にせざるを得ないというようなときは、1週間に3回、4回などという形でかなりテレワークをしていた。でも、だんだん落ち着いてきているということで、今は基本的には出勤ということで、週1回程度に減っているということで考えると、結構1年間で波があるな、どう回答すれば良いのかという、実際の調査の場面では、多分、そういう質問になると思います。なので、そういった御疑問が対象者の方から出たときに、実際どのような指導をなされるか、そういった観点でお答えいただくとイメージしやすいかと思いました。ありがとうございます。

○津谷部会長 審査官、ありがとうございました。

他に何か、御回答はございますか。

はい、どうぞ。

○内山総務省統計局統計調査部国勢統計課労働人口統計室課長補佐 お答え申し上げます。

テレワークの実施頻度につきましては、1年間の就業日数とのクロス集計表も作成する予定でございまして、実際、その人がどれぐらいの日数、テレワークを実施したのかという関係性も明らかにしたいと考えているところでございます。そのため、実際の就業日数につきましても、先ほど新型コロナウイルスの関係がございましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で働けなかった日は就業日数としてカウントしませんので、テレワークについても、その日は実施していないこととしてカウントしていただいて、それぞれ就業日数とテレワークの実施頻度の関係性、整合性を取った調査を実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 私の言い方が悪かったのですが、確かに、飲食店のような場合、実際に営業されていない、休業されていたという方々は、そういった部分が就業日数に入っていないということは確かにそうですが、いわゆる、私どものような事務職の場合、1年間ずっと仕事はしている。なので、1年間の就業日数としては、250日程度というところになるのだけれども、一方でテレワークをどれぐらい実施していたかということを考えると、時期的にかなり波があるというような場面があると思うのです。私がさっき申し上げたのはそういうことで、波がある中で、どういう回答をすればいいのか、単純に平均値を書けばいいのかといった疑問に、どのようにお答えになるのかといったことです。言葉足らずですみませんでした。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 ありがとうございます。まさにそこが重要だなと思っております。先ほどの委員の皆様方の御回答も含めて、1

点御紹介いたしますと、例えば、そもそもユージュアル方式で、普段、仕事をしている・していないをどう認識するのかということの考え方の一例といたしまして、私ども、調査票と併せて、調査票の記入の仕方というものを心配しているのですが、その中で、例えば、自分は普段、仕事をしているかどうかははっきり決められない場合のメルクマールとして、便宜上、1年間に30日以上仕事をしていれば仕事をしていますという形で、例えば、1年間を過去のユージュアルの範囲としていますよとか、あるいは、こういう場合は普段仕事をしていますと記入してくださいというメルクマールを示しておりますので、例えば、テレワークの部分についても、波がある場合どうするのかといったことも含めて、判断しやすいようなものが何かできるかどうかを少し検討してみたいと思います。

○津谷部会長 どうぞ、宇南山臨時委員、お願いいたします。

○宇南山臨時委員 私、分析者として、この就業構造基本調査の結果を見ているときの理解は、1年間の就業日数や1週間の就業時間というのは、10月1日以前の365日を基準にしているとは認識していなくて、例えば、まさしく転職直後、就職直後かどうかというのを抜きに聞いているということを想定すると、自分が就いた職が就業規則など労働契約上、毎日働くことになっているぞという場合には、例えば9月1日に就職した人間だとしても、仕事の1年間の就業日数と言われたら300日以上、休日含めて250日などと答えるのかな、1週間フルタイムで契約していれば40時間と書くのかなと理解していて、その意味では、実績ではないと理解していました。もしそうだとすると、A6をその並びで理解すれば、1週間の労働契約のうち出勤が要請されているのは何回ですかという質問と捉えるのが自然で、新型コロナウイルスの蔓延で突発的にテレワークになったとかならないとかではなくて、就業規則上、労働契約上、週1日はテレワークです、週2日はテレワークですなどということをお返事することになるのではないかなと理解しており、ただ、現状、就業規則でテレワークというものをきちんと定義できているかという点、そうではないように思うので、今のところは、臨時の状況で、取りあえず週2日ぐらいは出勤してくれば良いという感じで運用されているのだとすると、ここだけ急に実績値を求められているような印象を抱くので、食い違いがあるように思うのです。なので、ここのは、もしかしたらテレワークの定義にも関わってくるのですけれども、端から入社しなくて良いということが決まっているような状態をテレワークと呼ぶのかどうか。もしそういう状況ではないのだとしたら、ここでいうテレワークが実績値だとしたら、やはり、いつ就職したかも限定しない時点で、今から見た直近365日間の実績で答えてくださいというのは何かおかしいと思います。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

多くの御意見や御質問が出ておりますので、少し整理をする必要があるかと思っております。ですので、テレワークについても再整理していただくということとして、今日は、ひとまず議論はここまでとさせていただきます。今回頂いた御質問、御意見を吸い上げて、きちんと整理し検討することを宿題とさせていただきます、次回の部会で再度の御説明をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○加藤臨時委員 私の最初の質問も宿題という形になるのでしょうか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 そうですね、普段と違う場所であるということですので、それぞれの回答者が普段の場所をどう認識いただくかということともつながってくるのかと思っております。

○津谷部会長 ですので、これは入るのか入らないのかという加藤臨時委員からの御質問ですが、どうでしょうか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 例えば、普段から大学と御自宅で働いていらっしゃる場合に、それ以外の場所で働いていらっしゃるかどうかというのが一つのメルクマールなのかなと考えております。

○津谷部会長 はい、どうぞ、萩野室長。

○萩野総務省統計委員会担当室長 その場合、少し気になるのが資料3の5ページの回答の3行目ですけれども、「働く場所を選ばないテレワークにより」と記載してあるので、働く場所を選ばないのであれば、普段行っているところに行ってもいいではないかという解釈も成り立つので、ここの表現は考え直された方がよいかと思います。

○津谷部会長 分かりました。これについても、もう一度確認になるかもしれませんが、きちんと整理して御提示いただくこととして、テレワークの場所について、もう一度検討いただくことをお願いいたします。加藤臨時委員、よろしいでしょうか。

○加藤臨時委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、テレワークについては一度ここで引き取らせていただき、次回の部会で先ほどお願いした宿題のお答えを頂くということとして、次に、7ページから9ページの途中までで説明されている副業等についての審議に移りたいと思います。そして、残りの部分である育児・介護についても、御意見、御質問はございませんでしょうか。

宇南山臨時委員、お願いいたします。

○宇南山臨時委員 私、副業でなくて、育児・介護ですけど、そちらへ進んで大丈夫でしょうか。

○津谷部会長 少しお待ちください。副業についての御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、宇南山臨時委員、育児・介護についてお願いいたします。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。

調査票を見せていただいて、Fのパートだと思うのですが、普段の育児・介護の状況について、子の育児をしていますかというところがあります。ここの質問項目の趣旨からすると、人々がどんな育児参加をしていて、どんなサービスを利用しているのか知りたいのだらうと思うのですが、特に男性労働者の場合、乳幼児がいるのは間違いないけれども、私は一切行っていません、妻に任せていますというときに、子の育児をしていないを選択することになってしまうと理解しています。でも、もしそうになってしまうと、何のために聞いているのか、価値が半減してしまうような気がしていて、育児を必要とする子供の有無を抜きに、いきなり、育児をしているか、していないかで、一切参加していない

人はしていないとなってしまうと、子供がいない人と区別がつかないというのは、少しおかしい結果になりかねないと思うのです。介護も同様で、自らが潜在的に引き受けるべき育児や介護があるのか、家庭内の分担として自分がしていないのか、それとも、そもそもそういうニーズがないのかということとを区別しなくて良いのかというのが質問です。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

総務省統計局、お答えをお願いいたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 ありがとうございます。

この就業構造基本調査につきましては、世帯の方全てに調査票が配布されますので、その中で、例えば、世帯の役割分担として、自分は育児をしている、介護をしている、していないというのが把握できると認識しております。また、世帯員のところにも、それぞれ15歳以下、15歳以上、何人いるのかということも御回答いただいておりますので、そういったところを合わせると、実際にお子さんがあるのかいらないのか、実際にどなたが対応されていらっしゃるのか、その中で働き方との関係はどうかということが分析可能になると思っております。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、いかがでございましょうか。調査票のGに、簡単ではあるけれども、世帯員票があるので、ここから、世帯員について、年齢別に何人ぐらいいるのかということが分かるので、育児に必要な世帯員がいるのかどうか判断できるということです。育児については、就学前年齢の子どもがいるかどうか重要だと思いますし、15歳以下の子どもについては、より広く子育てについても様々な集計ができるかと思えます。一方、介護については、世帯員の健康状態は分かりませんが、高齢の世帯員がいるかいないかによって、介護をしていない場合と、介護する必要がない場合との区別が、ある程度はつくのではないかとこのお答えかと思えます。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。

乳幼児は、そこで確認をするということで了解しました。

介護については若干、例えば、政策的な意図からすれば、施設に入れることができた場合には、就業への影響が一番小さくできると思うのですけれども、施設に入ってしまうと世帯員として数えられないという問題があって、また、世帯にいない人を介護することもあり得ると思うのですけれども、その部分をどう把握する予定なのか、介護について、もう少し御説明いただければと思います。

○津谷部会長 総務省統計局、いかがでございましょうか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 ありがとうございます。

介護のところでございますが、確かに宇南山臨時委員の御指摘のとおり、そもそも、世帯の中でどれぐらい介護を必要とされているのかがこの調査票からは分かりにくいという御指摘に該当する部分はあるのかもしれないのですが、ただ一方で、私どもとしては、F2の回答の中で、世帯員、回答者の方が、実際に介護をされているということが該当すれば、それは、すなわち、世帯の中にいらっしゃるのだろうということでその世帯の状況が把握できるのではないかなと考えているところでございます。

○津谷部会長 例えば、厚生労働省が実施している国民生活基礎調査ですと、育児や介護について、そのようなニーズがあるのかどうかは明確に分かりますし、育児・介護のニーズがあるか否かについて、同居していない家族・親族についても尋ねているわけですが、この調査は就業に関する静態調査ですので、そこまで全ての世帯員関係や家族関係を調べることは、ある意味、難しいだけではなく、この調査でどこまで調べるべきかということにもなると思います。なお、F2についてですが、同居していなくても近居している場合にも介護することは考えられます。同居していない家族も含めて介護をしているかどうかと、就業との関係を見たいのではないかと推測いたします。宇南山臨時委員の御指摘は重要だと思いますし、お子さんの育児については、ここである程度把握できると思いますけれども、高齢者の介護についてきちんと把握しようとする、複数の質問が必要になってくるのではないかと思います。さらに、この調査の本来の趣旨を考えると、個人的な意見ですけれども、細やかに介護のニーズを捉えることはかなり難しいのではないのでしょうか。もちろん、可能であれば把握できるに越したことはありませんが、これはなかなか難しいのではないかなと考えます。何か御意見はございますか。

○宇南山臨時委員 宇南山です。ありがとうございます。

もし、そうであれば、例えば、世帯内に介護をしている人がいるかないかというようなところで集計ができれば、介護ニーズの存在を把握するというのと、調査票を増やさないということが両立できるかなと思うので、せっきく世帯の情報があるのであれば、世帯内に家族の介護をしている人がいる労働者の中の集計というのが、どこかでされたいかと思います。

以上です。

○津谷部会長 しかし、同居していない家族以外でも、近くに住んで介護をしているということも、このF2は尋ねておりますが、それとの関係はいかがでしょうか。

○宇南山臨時委員 その場合は、自分の家族の中に、例えば妻が介護に行っているのであれば、夫の側にも介護ニーズがあるというフラグを立てれば良いので、世帯の中で介護をしている人がいるかないかというフラグの立て方はありかと思いました。

○津谷部会長 ありがとうございます。

では、これについて、総務省統計局、いかがでございますか。更に追加したい御意見、御説明はありますか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 ありがとうございます。

私どもとしても、集計する際は、介護している人たちを抜き出して、その状況がどうなっているのかということも集計表として作成しておりますので、そういった表を見ていただくことで、介護されていらっしゃる方の状況が把握できるのではないかと考えております。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、いかがでございますか。

○宇南山臨時委員 了解しました。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

残り時間は少なくなっておりますが、働き方以外の調査項目の見直しについても、少な

くとも、御説明と御回答だけは、本日カバーしたいと思います。

働き方改革以外の調査項目の見直しについて、まず事務局から、審査状況と論点についての御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの5ページを御覧ください。

②では、これまで審議した①以外の調査事項の変更や削減について、表2にまとめておりますが、拡充、変更する上三つの調査事項については、その背景や想定されている利活用を、削除する四つ目以降の調査事項については、これまで把握してきた目的や利活用を踏まえ、削除しても支障がないかを、それぞれの論点として立てております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、論点に対する回答につきまして、総務省統計局から御説明をお願いいたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 資料3に基づいて御説明いたします。12ページ目でございます。

始めに、拡充又は変更する調査事項について、背景や想定されている利活用ということでございます。まず、①の学校区分の拡充については、こちらに記載してございますように、総合科学技術・イノベーション会議などにおきましても、博士人材のキャリアパス拡大のための取組が進められているということでございますので、大学院に関して詳細に細分化して把握しようということでございます。

②の週間就業時間の変更でございます。こちらは選択制から記入いただくものに変更するものですが、長時間労働の是正あるいは柔軟で多様な働き方がもたらす労働時間の変化という状況もございますので、労働時間の把握に対するニーズが高まっているであろうということ踏まえて、自由記入方式とすることによって、より詳細なデータが把握できるということでございます。

③の就業希望する職種のうち「その他」の細分化でございますが、記載してございますように、運輸業の増加が見込まれるといったことを踏まえて、新たにこの職種を追加するものがございます。また、これを追加することによりまして、この欄、職業大分類で全てを網羅しているということ、より充実した項目になるだろうということでございます。

最後に、④継続就業期間について、過去30年で区切るというところでございますが、実際に、前回、実査を担当いたしました地方公共団体の皆様からも、相当の期間が経過している過去の就業開始時期について月まで記入するということはかなり負担が大きい、難しいという御意見を頂いたことも踏まえまして、過去30年ということ区切ったところでございます。

続きまして、13ページ目に移りまして、削除する調査事項でございます。

(a)のどのような目的・利活用を想定してこれまで把握していたのかというところでございます。とりわけ旧C5ということで、前の仕事の雇用契約期間の定めの有無や1回当たりの雇用契約期間について、前回1回のみで把握を取りやめる理由は何かという論点でございます。

こちらについて、回答でございます。まず、①でございます。今回削除する項目は二つでございます。もちろん前提といたしまして調査票を限界まで利用しておりますので、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、必要な項目を追加する以上、何かしら削除しないといけないという前提でございますが、その中で、①今回、1年前の就業・不就業状態ということで、1年前は何をしていましたか、仕事をしていましたか、仕事をしていませんでしたかというのを聞いておりましたが、今回それを削除するというところでございます。この理由といたしましては、ほかの調査項目で、いつ、この仕事に就いたのですか、あるいは前の仕事をいつ辞めたのですかということを知っております。したがって、この仕事に1年前以上から就いていれば、1年前から働いていたのだなど、前の仕事をいつ辞めたのですかというところで、1年以上前に辞めて今もまだ働いていなければ、1年前も無業だったのだなどということが分かりますので、ほかの調査項目を用いることによってカバーできる、類似の結果が出るということが削除の理由でございます。

なお、相違点ということをご記載してございますが、今回、若干変えましたので、その影響が出ていることの御紹介でございます。具体的に有業者の場合で申し上げますと、表の中で、前回であれば、1年前は何をしていたのかということを知っておりますので、1年前は無業者で、今、有業者ですということであれば、前回であれば、新規就業者、新しく就業しましたよという区分となったということでございます。今回はその代わりに、前の仕事をいつやめたのですか、この仕事にはいつ就いたのですかというのを、この1年でやめて、就きましたということが分かれば、この1年でやめて就いたのだから転職者だろうという区分となるということでございます。したがって、有業者の場合、1年前は働いていなくて、この1年間で、転職して、新たに仕事に就くといった場合に転職者となるというところが、前回と今回の区分の仕方の違いということでございます。

ただ、全般的に、総じて、いつ、この仕事に就いたのか、前の仕事をいつ辞めたのかというところの情報を組み合わせれば、1年前の就業・不就業の状況は類似の結果が得られると認識したところでございます。

②の前職の雇用期間の定め及び1回当たりの雇用契約期間でございますが、前回の調査の際におきましては、正規、非正規あるいは有期、無期といったような雇用形態間の異動についての実態把握ということを目的に導入されたものでございます。

しかしながら、私ども、e-Statのアクセス件数や、あるいは関係行政機関などに確認いたしましたところ、利活用のニーズ、そういったものが低い、ないということを踏まえまして、今回、削除の候補としたところでございます。

また、二次的利用の状況を見ましても、過去の状況、具体的な利活用は1件のみということですので、そういったニーズも踏まえて、今回、②を削除の対象としたところでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

川口臨時委員、お願いいたします。

○川口臨時委員 12 ページ目の③ですけれども、就業希望する職種について「その他」の細分化をするというところで、こちらの選択肢は「運輸・清掃・包装等職」と記載してあって、何で運輸と清掃、包装が一緒になっているのかと思って、調査票を見ると「運搬」となっているのです。それで、日本標準職業分類では、Kという大分類があって、それは「運搬・清掃・包装等従事者」となっていて、その一方で、Iという大分類があって、「輸送・機械運転従事者」となっているのです。なので、これ、多分、誤植だと思うのですが、「運搬」ということだと思うのです。前段の「運輸業の増加が想定されているところである」というのは、もちろん、運搬と運輸では何が違うのかというのを考えてみると、多分、トラックの運転をする人は運輸に入るかなと――運輸というか運送の方に入るのかなと思ひまして、実は認識が少しずれてしまっているのかなと思ったのですが、御確認いただけないでしょうか。

○津谷部会長 川口臨時委員、ありがとうございます。

統計局、お答えをお願いいたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室室長 ありがとうございます。

また、申し訳ございません、「運搬」が正しく、就業希望の選択肢に新たに「運搬・清掃・包装等従事者」を追加するという、川口臨時委員の御指摘のとおり、誤植でございます。

また、こちらの追加につきましては、確かに新型コロナウイルス蔓延の観点の部分もありますし、もう一つは、こちらの職業を追加することによりまして、日本標準職業分類の大分類での網羅性が出てくるということもございますので、網羅性の観点からも、この職業を追加することで、全ての大分類をカバーできるようにしたいということでございます。

○津谷部会長 川口臨時委員、よろしいでしょうか。「運輸」ではなくて「運搬」であるとのことです。昨今、このコロナ禍の下で、ウーバーイーツですとか Amazon、そしてヤマト運輸などで、宅配やその他のデリバリーが増えているということを考慮して、これを新設するということかと思ひます。きちんと職業分類に照らして、対処するということでございます。

○川口臨時委員 今、ヤマト運輸という話があったのですが、ヤマト運輸の運転手は輸送の方に入るという理解でよろしいですか。

○津谷部会長 総務省統計局、お願いいたします。

○奥野総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 それぞれ一般的に、物を運ぶということでございますけれども、基地局から基地局まで物を運ぶ物流とは、多分、これは「輸送」という区分なのかと。一方で、各顧客のところへ運ぶのは「運搬」というような整理なのかと思ひておりまして、もしかすると、その辺がなかなか分かりづらいということございましたら、また、説明などを付け加えたいと思ひます。いかがでございますでしょうか。

○津谷部会長 ありがとうございます。トラックで長距離を輸送するだけの場合は輸送とし、輸送された品物を各家庭に届ける場合は、当然、品物は運転して持って行くわけですが、それは運搬ということになるのではということかと思ひます。手引きで定義を明確

に説明したいとのことですが、川口臨時委員、いかがでございましょうか。

○川口臨時委員 どうもありがとうございます。説明をしっかりといただければ良いと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問はございませんでしょうか。

拡充・変更が4点、そして、削除する調査項目が2点ですが、これでよろしいでしょうか。

内山審査官、何かございますでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。

一応、12時までということで予定をしております。のちほど別途御案内しますが、今日の部会終了後、聞き忘れたことがあった等があれば、御連絡いただくことが可能でございますので、ひとまずは、今説明がなされた部分について、現時点でお気付きのところがあれば、限られた時間ですが、出していただければ幸いです。

○津谷部会長 この他に何かございませんか。

働き方改革の柱である、フリーランス、テレワーク、そしてその他の設問項目について多くの活発な御議論を行っていただきましたが、それ以外の部分については、少し駆け足でカバーいたしました。それ以外の部分について、論点の御説明と御回答がありました。次回の部会までに時間がありますので、後ほど当方から御連絡を差し上げて御意見をお伺いいたしますけれども、今ここで思い付いたので、言っておきたいということがありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

特にないようですね。ありがとうございます。本日は、調査事項の変更について、様々な有用な御意見、御質問を頂きました。それへの対応として、総務省統計局に宿題をお願いしておりますので、次回の部会では、それへの御回答を頂きたいと思っております。そして、今後メールその他で構成員の皆様から御意見、御質問を頂く可能性も考えられますので、それもまとめて、次回の部会での宿題への御回答ということにさせていただきたいと思っております。あと3分ほど残り時間がございますが、予定していた正午の終了時刻に近付いておりますので、本日の審議はここまでとさせていただきたいと思っております。

次回の部会では、本日審議した事項の宿題について、そして、残った部分、今回カバーできなかった部分についても、審議を終えたいと考えております。とはいえ、早く終わらせることが目的ではございませんので、進捗状況を見ながら、判断させていただきたいと思っております。

先ほどから何度も申し上げておりますが、追加で御質問や御指摘、お気付きの点がございましたら、時間があまりなくて大変恐縮ですが、来週、11月9日火曜日の正午までに、事務局まで、電子メール等で御連絡いただければと思います。

なお、本日の審議結果につきましては、今月下旬に開催される統計委員会において、私から報告させていただく予定でございます。

それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 最後に御連絡を差し上げます。

次回の部会は11月22日の月曜日、今度は午後になります。13時からということで、今回同様、ウェブで開催を予定しております。

また、部会長からもお話がありましたけれども、追加質問、お気付きの点がございましたら、11月9日火曜日正午までに、メールにて事務局に御連絡いただければと思います。

本日、審議いただきました働き方改革の関係あるいは働き方改革以外の事項につきまして、追加でお気付きの点があるかと思しますので、お寄せいただければと思います。

それから、今回変更が予定されている集計事項、サンプルサイズ、調査方法の変更につきましては、次回審議するということではございますが、ただ、本日、資料3ということで、総務省統計局の回答自体は既にお配りをしておりますので、もし、それを御覧になって、これは聞いておきたいなということをご頂ければ、2回目の部会のときに、改めて御発言いただくことなく、総務省統計局から説明していただくということで、審議の若干の効率化にもつながるかと思しますので、調査計画全般について、お気付きの点がございましたら11月9日ということをお願いできれば幸いです。

今日も、働き方改革を中心に宿題が出ておりますので、今後、整理いたしまして、総務省統計局に投げかけたいと思っておりますが、それに当たって、今、私の方で認識している範囲で、本日頂戴した御意見の整理を、最後に改めて申し上げたいと思っております。

今回、フリーランス把握のための調査事項を追加する、その組合せによってフリーランスが集計できるようにするという方向性自体は、特に御異論はなかったかと思っております。

審議の論点は、それをどう把握するか、どう枠組みをはめるかということだったかと思っております。具体的には、実店舗と事業所の関係をどう整理するかということが1点。

それから2点目としては、いわゆるA1で取っているような既存の雇用関係や従業上の地位と、今回、横断的に入ってくるフリーランスとの関係、特に、内職、それから派遣社員との関係、それをどう整理するかというのが御質問だったかと思っております。内職との関係で申し上げますと、実店舗の有無は本当に必要だろうかという御質問もありましたので、回答していただくことにしたいと思います。

それから、今回、フリーランスガイドラインの定義に沿って集計できるようにということで調査を組み立てていらっしゃるのですが、定義の最後の部分、スキルというところに関して、調査票に関しては特段の設定をされていないということに関して、この調査の定義として、スキルということを殊更に言わなくても良いのではないかと、要は、実店舗がなくて、一人社長あるいは雇人がいなくて、収入がある、そういう形で定義付けをした方が調査票との対応関係として明確ではないかという御質問も頂きましたので、その点についても回答をお願いしたいと思います。

フリーランスに関しては、もう一つありまして、経済センサスで今まで把握できていなかった方々を、新たに把握する可能性が出てくるのではないかと御指摘がありました。そして、集計結果の公表時などにおいて、そういったことも含めて明示するべきではないかという御指摘がありましたので、その対応方針について、総務省統計局に回答していただこうと考えております。盛りだくさんでございますが、フリーランスに関しては、おおむね、そのような宿題を頂戴しているかと思っております。

それから、テレワークにつきましても幾つか宿題を頂いていまして、定義に関連して、普段の場所とは何だろうかということ。それから、実際にテレワークをした、しないというのが、実績なのか、あるいは、いわゆる就業規則でテレワークするように決められているとか、そういったことなのかどうか。実際、記入に当たって迷わないようにするというところもあるのですが、その辺りを明確にしてください、そういったところが宿題かと、今のところ、事務局としては認識しております。長くなり、すみません。

最後に、今日配布した資料、当然ながら次回以降も使いますので、保管していただきつつ、次回部会の画面上でも、必要な範囲でお示いたします。

ありがとうございます。

○津谷部会長 内山審査官、ありがとうございました。

審議の過程で事項ごとに一応の取りまとめを行い、統計局には宿題をお願いいたしましたが、審議事項は多岐にわたってございましたので、内山審査官から、再度取りまとめて、御確認を頂きました。

大変、有用かつ重要な御指摘、御質問、御意見を頂きまして、本当にありがとうございました。予定していたより時間がかかってしまいましたが、大変実り多い審議ができたと思います。皆様方の御協力、御理解に心から感謝いたします。

以上をもちまして、就業構造基本調査の変更についての第1回の部会審議を終了いたします。

次回の部会は11月22日に開催が予定されておりますが、第2回の部会審議も、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。